

写

四 半 期 報 告 書

第 96 期第 2 四半期

自 平成 23 年 7 月 1 日

至 平成 23 年 9 月 30 日

株式会社 **琉球銀行**

E03602

第 96 期第 2 四半期（自平成 23 年 7 月 1 日 至平成 23 年 9 月 30 日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に基づく四半期報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社 **琉球銀行**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
(1) 【株式の総数等】	20
【株式の総数】	20
【発行済株式】	20
(2) 【新株予約権等の状況】	20
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	22
(4) 【ライツプランの内容】	22
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	22
(6) 【大株主の状況】	22
(7) 【議決権の状況】	23
【発行済株式】	23
【自己株式等】	23
2 【役員の状況】	23
第4 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表】	25
(1) 【中間連結貸借対照表】	25
(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】	26
【中間連結損益計算書】	26
【中間連結包括利益計算書】	27
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	28
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	31
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	33
【追加情報】	35
【注記事項】	36
【セグメント情報】	57
【関連情報】	57
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	58
【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】	58
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	58
2 【その他】	59
3 【中間財務諸表】	60
(1) 【中間貸借対照表】	60
(2) 【中間損益計算書】	62
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	63
【重要な会計方針】	66
【追加情報】	68
【注記事項】	69
4 【その他】	76
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	77
独立監査人の中間監査報告書(連結)	78
独立監査人の中間監査報告書(単体)	79

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【四半期会計期間】 第96期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社 琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大 城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長兼関連事業室長 宮 城 竹 寅

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 大 山 一

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,585	19,814	20,257	40,671	39,634
うち連結信託報酬	百万円	0	0	0	0	0
連結経常利益	百万円	4,560	3,615	3,874	6,817	6,968
連結中間純利益	百万円	2,893	2,472	1,905	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	4,799	4,336
連結中間包括利益	百万円	—	2,744	2,122	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	3,826
連結純資産額	百万円	85,492	84,133	85,704	87,820	84,902
連結総資産額	百万円	1,590,480	1,683,640	1,859,132	1,648,901	1,768,482
1株当たり純資産額	円	1,987.64	2,101.73	2,163.03	2,044.00	2,118.47
1株当たり中間純利益金額	円	73.71	62.98	49.16	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	119.97	110.48
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	65.36	58.68	49.16	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	106.39	106.57
自己資本比率	%	5.3	4.90	4.50	5.23	4.70
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.47	10.37	10.36	10.69	10.23
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	45,212	53,058	119,922	39,187	79,982
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△41,908	△46,650	△106,919	△38,469	△80,963
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△407	△6,432	△11,363	△408	1,206
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	28,658	25,994	27,844	26,076	26,239
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,303 [388]	1,284 [422]	1,304 [443]	1,266 [395]	1,273 [423]
信託財産額	百万円	3	1	0	1	1

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- 2 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。また、従来は決算短信と平仄をとり、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しておりましたが、平成21年度から小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで表示しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第94期中	第95期中	第96期中	第94期	第95期
決算年月		平成21年 9 月	平成22年 9 月	平成23年 9 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
経常収益	百万円	19,601	18,874	19,555	38,724	37,802
うち信託報酬	百万円	0	0	0	0	0
経常利益	百万円	3,916	2,815	3,509	5,915	5,795
中間純利益	百万円	2,760	2,437	1,973	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,493	4,203
資本金	百万円	54,127	54,127	54,127	54,127	54,127
発行済株式総数	千株	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 39,308	普通株 39,308	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 39,308
純資産額	百万円	83,301	81,567	82,874	85,427	82,119
総資産額	百万円	1,586,293	1,679,483	1,857,223	1,644,896	1,767,318
預金残高	百万円	1,468,339	1,561,924	1,735,588	1,524,160	1,640,759
貸出金残高	百万円	1,191,618	1,186,212	1,195,800	1,209,574	1,210,680
有価証券残高	百万円	282,410	333,753	474,101	284,550	365,488
1株当たり 中間純利益金額	円	70.32	62.08	50.90	—	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	112.15	107.06
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	62.36	57.85	50.90	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	99.46	103.27
1株当たり配当額	円	—	普通株 8.00	普通株 15.00	普通株 8.00 優先株 75.00	普通株 30.00
自己資本比率	%	5.3	4.85	4.45	5.19	4.64
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.29	10.13	10.04	10.49	9.92
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	1,180 [279]	1,174 [298]	1,198 [311]	1,156 [282]	1,163 [298]
信託財産額	百万円	3	1	0	1	1

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
- 2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。また、従来は決算短信と平仄をとり、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しておりましたが、平成22年3月から小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで表示しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 4 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成24年3月期第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の国内経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあるものの、サプライチェーンの復旧に伴い自動車を中心に輸出が回復したことや消費者マインドの改善から個人消費の回復感が強まったことから、全体として持ち直し傾向が続きました。

沖縄県経済は、個人消費が食料品を中心に一部に堅調な動きがみられ、建設は住宅着工が増加するなど一部持ち直しの動きとなり、観光は弱含んでいるなか入域観光客数の減少幅が縮小するなど、全体として持ち直しの動きがみられました。

このような環境のもと、「さらなる飛躍に向けた経営基盤の拡充」を経営目標とする中期経営計画「RISING PLAN 2010」の2年目となる今年度は、年度目標として「営業・人材・機能革新の深化」を掲げ、前年に拡充したチャンネルインフラを有効に活用した個人取引基盤の強化、コンサルティング機能を発揮した法人取引における営業力の強化などに積極的に取り組みました。

個人取引基盤の強化では、前年に構築した圧倒的なATMネットワークの利便性を活かし、個人取引における入口となる給与振込口座の獲得に取り組んだほか、給与振込だけの取引にとどまらないクロスセル取引を推進するメイン化戦略を実行し、「集まる預金の仕組み」作りに向けた取組みを強化しました。また、強化した個人取引基盤をもとに投資信託や生命保険などの預り資産の販売を強化したほか住宅ローンや消費者ローンなどの個人ローンにも積極的に取り組みました。

商品の販売を通じた社会貢献にも積極的に取り組んでおり、東日本大震災で被災した地域の復興支援のため預入総額の0.1%相当額を当行負担で寄付する定期預金を発売したほか、震災発生後に観光客数が減少した観光業の活性化を支援するため、県内で利用できる旅行券を懸賞品としてつけた「沖縄観光応援定期預金」を発売しました。

法人取引における営業力の強化では、お客さまの経営課題解決に向けお客さまの抱える問題・課題を当行も一緒になって考え、解決策を提案するなかで強固なリレーションを構築することで非価格競争力を高め、法人取引基盤を拡大する施策を継続しており、若手企業経営者や経営幹部、後継予定者などを対象に財務・法務など企業経営に必要な知識を体系的に学ぶ「りゅうぎんマネジメントスクール」を開講し、マネジメント能力向上を支援しました。また、「DBJアジア金融支援センター」（日本政策投資銀行）と提携し、多様化するお客さまの海外展開に対するニーズに迅速に対応し、幅広く情報を提供する態勢を構築しました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経常収益は、貸出金利回りの低下により貸出金利息は減少しましたが、好調な預金動向を背景とした有価証券平残の増加により有価証券利息配当金が増加したこと、前年同期は特別利益として計上していた貸倒引当金戻入益、償却債権取立益を「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、その他経常収益に計上したことなどから前年同期を4億42百万円上回る202億57百万円となりました。

一方、経常費用は、預金が好調に推移したことで預金利息が増加し、また、役務取引等費用が増加したことなどから、前年同期を1億83百万円上回る163億82百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期を2億58百万円上回る38億74百万円となりました。中間純利益は前年同期比で貸倒引当金戻入益が減少したことなどから前年同期を5億66百万円下回る19億5百万円となりました。

当第2四半期末の総資産は、前連結会計年度末比906億円増加の1兆8,591億円となりました。純資産は前連結会計年度末比8億円増加の857億円となりました。

主要勘定としては、預金は、個人預金が定期性・流動性ともに好調に推移したことなどから、前連結会計年度末比955億円増加の1兆7,287億円となりました。貸出金は、住宅ローンやアパートローンを中心に個人向け貸出は引き続き好調に推移しましたが、法人向け貸出が例年の季節的な資金需要の変動の影響で減少したことなどから前連結会計年度末比141億円減少の1兆1,938億円となりました。有価証券残高は、国債等の積み増しにより、前連結会計年度末比1,086億円増加の4,741億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における状況は以下のとおりとなっております。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加を主因に1,199億22百万円の収入（前同四半期連結累計期間は530億58百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得が売却及び償還を上回り、1,069億19百万円の支出（前同四半期連結累計期間は466億50百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還を主因に113億63百万円の支出（前同四半期連結累計期間は64億32百万円の支出）となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比16億5百万円増加の278億44百万円（前同四半期連結累計期間末は259億94百万円）となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間における資金運用収支は132億73百万円、信託報酬は0百万円、役務取引等収支は16億5百万円、その他業務収支は2億88百万円となっております。

部門別にみますと、国内部門の資金運用収支は131億85百万円、国際部門の資金運用収支は92百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	13,873	89	1	13,961
	当第2四半期連結累計期間	13,185	92	4	13,273
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	16,201	190	55	16,300 ³⁵
	当第2四半期連結累計期間	15,757	150	45	15,835 ²⁶
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	2,327	101	54	2,338 ³⁵
	当第2四半期連結累計期間	2,571	58	41	2,561 ²⁶
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結累計期間	0	—	—	0
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,172	20	476	1,716
	当第2四半期連結累計期間	2,072	21	488	1,605
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,917	39	925	3,031
	当第2四半期連結累計期間	4,032	36	911	3,158
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,744	19	448	1,315
	当第2四半期連結累計期間	1,960	15	422	1,553
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	△ 267	136	—	△ 130
	当第2四半期連結累計期間	143	144	—	288
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	119	137	—	257
	当第2四半期連結累計期間	158	144	—	303
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	387	0	—	387
	当第2四半期連結累計期間	15	—	—	15

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間における役務取引等収益は31億58百万円、そのうち為替業務によるもの6億68百万円、預金・貸出業務によるもの4億69百万円となっております。一方役務取引等費用は15億53百万円、そのうち為替業務によるもの1億45百万円となっております。その結果、役務取引等収支は16億5百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,917	39	925	3,031
	当第2四半期連結累計期間	4,032	36	911	3,158
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	449	—	—	449
	当第2四半期連結累計期間	469	—	—	469
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	658	39	1	696
	当第2四半期連結累計期間	632	36	0	668
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	210	—	—	210
	当第2四半期連結累計期間	215	—	—	215
うちクレジット カード業務	前第2四半期連結累計期間	434	—	—	434
	当第2四半期連結累計期間	462	—	—	462
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	708	0	411	297
	当第2四半期連結累計期間	664	0	393	271
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	5	—	—	5
	当第2四半期連結累計期間	8	—	—	8
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,744	19	448	1,315
	当第2四半期連結累計期間	1,960	15	422	1,553
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	133	19	—	153
	当第2四半期連結累計期間	130	15	—	145

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,543,565	18,358	4,544	1,557,379
	当第2四半期連結会計期間	1,713,961	21,626	6,865	1,728,722
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	712,994	—	4,544	708,450
	当第2四半期連結会計期間	725,981	—	6,865	719,116
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	811,579	—	—	811,579
	当第2四半期連結会計期間	969,585	—	—	969,585
うちその他	前第2四半期連結会計期間	18,991	18,358	—	37,349
	当第2四半期連結会計期間	18,393	21,626	—	40,020
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,543,565	18,358	4,544	1,557,379
	当第2四半期連結会計期間	1,713,961	21,626	6,865	1,728,722

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
- 3 定期性預金＝定期預金
- 4 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1,186,317	100.00	1,193,867	100.00
製造業	66,736	5.63	65,479	5.49
農業、林業	2,291	0.19	2,174	0.18
漁業	639	0.05	735	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	2,167	0.18	2,162	0.18
建設業	67,683	5.71	67,649	5.67
電気・ガス・熱供給・水道業	9,412	0.79	7,224	0.61
情報通信業	10,497	0.89	9,138	0.77
運輸業、郵便業	21,313	1.80	21,361	1.79
卸売業、小売業	111,782	9.42	107,839	9.03
金融業、保険業	16,394	1.38	17,982	1.51
不動産業、物品賃貸業	249,570	21.04	256,110	21.45
医療・福祉	54,601	4.60	50,492	4.23
その他のサービス	93,514	7.88	91,742	7.68
地方公共団体	118,602	10.00	107,859	9.03
その他	361,103	30.44	385,911	32.32
合計	1,186,317	—	1,193,867	—

- (注) 1 国内とは当行及び子会社であります。
- 2 海外及び特別国際金融取引勘定分については、該当ありません。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

①信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	1	100.00	0	100.00
合計	1	100.00	0	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1	100.00	0	100.00
合計	1	100.00	0	100.00

(注) 共同信託他社管理財産はありません。

②元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
銀行勘定貸	1	0
資産計	1	0
元本	1	—
その他	0	0
負債計	1	0

(注) 信託財産の運用のため、再信託された信託を含みます。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	14,427	14,117	△ 310
うち信託報酬	0	0	0
経費(除く臨時処理分)	10,904	10,786	△ 118
人件費	4,878	5,118	240
物件費	5,443	5,091	△ 352
税金	582	576	△ 6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,523	3,331	△ 192
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	3,523	3,331	△ 192
うち債券関係損益	△259	149	408
臨時損益	△703	182	885
株式等関係損益	△44	△ 175	△ 131
不良債権処理額	599	511	△ 88
貸出金償却	559	366	△ 193
偶発損失引当金繰入額	△24	22	46
債権売却損	2	16	14
その他	61	106	45
貸倒引当金戻入益	—	649	649
償却債権取立益	—	255	255
その他臨時損益	△59	△ 35	24
経常利益	2,815	3,509	694
特別損益	1,471	△ 21	△ 1,492
固定資産処分損益	△6	△ 10	△ 4
減損損失	6	11	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	133	—	△133
貸倒引当金戻入益	1,374	—	△1,374
償却債権取立益	243	—	△243
税引前中間純利益	4,286	3,488	△ 798
法人税、住民税及び事業税	13	13	0
法人税等調整額	1,835	1,500	△ 335
法人税等合計	1,849	1,514	△ 335
中間純利益	2,437	1,973	△ 464

- (注) 1 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7 当中間会計期間より、従来「特別利益」に計上していた「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」を「臨時損益」に計上しております。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.02	1.81	△0.21
(イ)貸出金利回	2.51	2.40	△0.11
(ロ)有価証券利回	0.81	0.65	△0.16
(2) 資金調達原価 ②	1.63	1.51	△0.12
(イ)預金等利回	0.27	0.28	0.01
(ロ)外部負債利回	0.24	0.18	△0.06
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.39	0.30	△0.09

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 銀行勘定による表示。なお、信託勘定の残高縮小に伴い、信託勘定を含めて計算した場合、表示する利回り等への影響はありません。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	8.41	8.05	△0.36
業務純益ベース	8.41	8.05	△0.36
中間純利益ベース	5.82	4.77	△1.05

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,561,924	1,735,588	173,664
預金(平残)	1,537,037	1,670,231	133,194
貸出金(未残)	1,186,212	1,195,800	9,588
貸出金(平残)	1,159,360	1,159,855	495

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,054,415	1,138,783	84,368
法人	383,521	423,929	40,408
合計	1,437,936	1,562,712	124,776

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	374,166	393,770	19,604
住宅ローン残高	316,002	335,730	19,728
その他ローン残高	58,163	58,040	△123

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	963,592	986,553	22,961
総貸出金残高	②	百万円	1,186,212	1,195,800	9,588
中小企業等貸出金比率	①/②	%	81.23	82.50	1.27
中小企業等貸出先件数	③	件	95,657	95,143	△514
総貸出先件数	④	件	95,784	95,275	△509
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.86	99.86	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	1	—	△1
		平残	1	1	0
貸出金	金銭信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1	—	△1
法人	—	—	—
合計	1	—	△1

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	73	581	58	339
保証	545	10,132	473	8,682
計	618	10,713	531	9,021

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	10,043	10,046
	利益剰余金	17,311	19,909
	自己株式(△)	100	607
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	314	580
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	88
	連結子法人等の少数株主持分	1,633	1,867
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,636	2,176
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	80,065	82,675
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,758	1,754
	一般貸倒引当金	3,334	2,685
	負債性資本調達手段等	10,000	8,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	10,000	8,000
	計	15,092	12,440
うち自己資本への算入額 (B)	15,092	12,440	

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4) (C)	500	500
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	94,657	94,615
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	839,370	842,646
	オフ・バランス取引等項目	7,545	5,837
	信用リスク・アセットの額 (E)	846,916	848,484
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	65,225	64,420
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,218	5,153
	計(E)+(F) (H)	912,142	912,905
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.37	10.36
(参考)Tier1比率=A/H×100(%)		8.77	9.05

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9 月 30 日	平成23年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,127	54,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	10,000	10,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	453	688
	その他利益剰余金	15,954	18,284
	その他	—	—
	自己株式(△)	85	587
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	314	580
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	88
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,636	2,176
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	77,499	79,844
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,758	1,754
	一般貸倒引当金	2,926	2,074
	負債性資本調達手段等	10,000	8,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	8,000
	計	14,684	11,829
	うち自己資本への算入額 (B)	14,684	11,829
控除項目	控除項目(注4) (C)	500	500
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	91,684	91,174
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	835,263	840,574
	オフ・バランス取引等項目	7,969	6,265
	信用リスク・アセットの額 (E)	843,233	846,840
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	61,752	61,160
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,940	4,892
	計(E)+(F) (H)	904,985	908,001

項目	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)	10.13	10.04
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100 (%)	8.56	8.79

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	87	92
危険債権	102	110
要管理債権	16	39
正常債権	11,777	11,816

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,308,470	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	39,308,470	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年7月27日
新株予約権の数	956個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	95,600株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から平成53年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 927円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株
 2 新株予約権の目的となる株式の数
 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
 なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記(注3)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

①当行は、以下のア、イ、ウ、エまたはオの議案につき当行株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会)で承認された場合は、当行取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ア. 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ. 当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

ウ. 当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

エ. 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

オ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②当行は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当行取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	39,308	—	54,127,114	—	10,000,000

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,966	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,298	3.30
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	988	2.51
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	1.75
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	627	1.59
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	617	1.56
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	581	1.47
第一生命保険株式会社 特別勘定年金口 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	558	1.42
株式会社オーエスジー	沖縄県浦添市勢理客4丁目18番5号	449	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	430	1.09
計	—	8,207	20.87

(注) 上記のほか当行所有の自己株式577千株(1.46%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 577,000	—	普通株式であります。
完全議決権株式(その他)	38,526,000	385,260	普通株式であります。
単元未満株式	205,470	—	普通株式であります。
発行済株式総数	39,308,470	—	—
総株主の議決権	—	385,260	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式77株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	沖縄県那覇市久茂地 1丁目11番1号	577,000	—	577,000	1.46
計	—	577,000	—	577,000	1.46

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	9 32,130	9 34,205
コールローン及び買入手形	112,710	107,063
買入金銭債権	923	818
商品有価証券	20	-
金銭の信託	2,996	2,996
有価証券	1, 9 365,521	1, 9 474,139
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 1,208,066	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 1,193,867
外国為替	6 866	6 606
その他資産	9 10,600	9 12,198
有形固定資産	11, 12 18,996	11, 12 18,778
無形固定資産	1,809	2,449
繰延税金資産	11,690	10,066
支払承諾見返	9,883	9,093
貸倒引当金	8 7,731	8 7,151
資産の部合計	1,768,482	1,859,132
負債の部		
預金	9 1,633,191	9 1,728,722
借入金	9 1,564	9 2,039
外国為替	62	36
社債	13 18,000	13 8,000
信託勘定借	14 1	0
その他負債	15,138	19,861
賞与引当金	532	539
退職給付引当金	1,469	1,658
役員退職慰労引当金	356	-
睡眠預金払戻損失引当金	133	211
偶発損失引当金	170	192
再評価に係る繰延税金負債	11 3,075	11 3,072
支払承諾	9,883	9,093
負債の部合計	1,683,579	1,773,428
純資産の部		
資本金	54,127	54,127
資本剰余金	10,043	10,046
利益剰余金	18,865	19,909
自己株式	101	607
株主資本合計	82,934	83,475
その他有価証券評価差額金	612	555
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	11 831	11 827
その他の包括利益累計額合計	218	272
新株予約権	-	88
少数株主持分	1,749	1,867
純資産の部合計	84,902	85,704
負債及び純資産の部合計	1,768,482	1,859,132

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	19,814	20,257
資金運用収益	16,300	15,835
(うち貸出金利息)	14,855	14,193
(うち有価証券利息配当金)	1,271	1,478
信託報酬	0	0
役務取引等収益	3,031	3,158
その他業務収益	257	303
その他経常収益	224	※1 959
経常費用	16,198	16,382
資金調達費用	2,338	2,561
(うち預金利息)	2,206	2,427
役務取引等費用	1,315	1,553
その他業務費用	387	15
営業経費	11,293	11,172
その他経常費用	※2 863	※2 1,080
経常利益	3,615	3,874
特別利益	1,099	0
固定資産処分益	—	0
貸倒引当金戻入益	851	—
償却債権取立益	248	—
特別損失	147	21
固定資産処分損	6	10
減損損失	6	11
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	133	—
税金等調整前中間純利益	4,568	3,853
法人税、住民税及び事業税	253	203
法人税等調整額	1,702	1,584
法人税等合計	1,956	1,788
少数株主損益調整前中間純利益	2,612	2,065
少数株主利益	139	159
中間純利益	2,472	1,905

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,612	2,065
その他の包括利益	132	57
その他有価証券評価差額金	133	57
繰延ヘッジ損益	△0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△0
中間包括利益	2,744	2,122
親会社株主に係る中間包括利益	2,605	1,962
少数株主に係る中間包括利益	139	159

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	54,127	54,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	54,127	54,127
資本剰余金		
当期首残高	10,043	10,043
当中間期変動額		
連結子会社に対する持分変動に伴う自己株式処分差益相当額の増減	—	3
当中間期変動額合計	—	3
当中間期末残高	10,043	10,046
利益剰余金		
当期首残高	21,265	18,865
当中間期変動額		
剰余金の配当	△403	△860
中間純利益	2,472	1,905
土地再評価差額金の取崩	3	3
自己株式の消却	△6,025	—
連結子会社に対する持分変動に伴う剰余金の増減	—	△5
当中間期変動額合計	△3,954	1,043
当中間期末残高	17,311	19,909
自己株式		
当期首残高	△99	△101
当中間期変動額		
自己株式の取得	△6,026	△501
自己株式の消却	6,025	—
連結子会社及び持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	—	△4
当中間期変動額合計	△0	△505
当中間期末残高	△100	△607
株主資本合計		
当期首残高	85,336	82,934
当中間期変動額		
剰余金の配当	△403	△860
中間純利益	2,472	1,905
土地再評価差額金の取崩	3	3
自己株式の取得	△6,026	△501
自己株式の消却	—	—
連結子会社に対する持分変動に伴う自己株式処分差益相当額の増減	—	3
連結子会社に対する持分変動に伴う剰余金の増減	—	△5
連結子会社及び持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	—	△4
当中間期変動額合計	△3,954	541
当中間期末残高	81,381	83,475

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	152	△612
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	133	57
当中間期変動額合計	133	57
当中間期末残高	286	△555
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△0	0
当中間期変動額合計	△0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	834	831
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3	△3
当中間期変動額合計	△3	△3
当中間期末残高	831	827
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	987	218
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	129	53
当中間期変動額合計	129	53
当中間期末残高	1,117	272
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	88
当中間期変動額合計	—	88
当中間期末残高	—	88
少数株主持分		
当期首残高	1,495	1,749
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	137	118
当中間期変動額合計	137	118
当中間期末残高	1,633	1,867

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	87,820	84,902
当中間期変動額		
剰余金の配当	△403	△860
中間純利益	2,472	1,905
土地再評価差額金の取崩	3	3
自己株式の取得	△6,026	△501
自己株式の消却	—	—
連結子会社に対する持分変動に伴う自己株式 処分差益相当額の増減	—	3
連結子会社に対する持分変動に伴う剰余金の 増減	—	△5
連結子会社及び持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減	—	△4
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純 額）	267	260
当中間期変動額合計	△3,687	802
当中間期末残高	84,133	85,704

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,568	3,853
減価償却費	869	671
減損損失	6	11
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	133	—
持分法による投資損益 (△は益)	△9	△10
貸倒引当金の増減 (△)	△1,484	△580
賞与引当金の増減額 (△は減少)	43	6
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	79	188
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1	△356
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	65	78
偶発損失引当金の増減 (△)	△24	22
資金運用収益	△16,300	△15,835
資金調達費用	2,338	2,561
有価証券関係損益 (△)	303	25
為替差損益 (△は益)	432	377
固定資産処分損益 (△は益)	5	10
商品有価証券の純増 (△) 減	3	20
貸出金の純増 (△) 減	22,843	14,198
預金の純増減 (△)	37,679	95,531
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△47	475
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△5,237	△470
コールローン等の純増 (△) 減	△8,438	5,755
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△56	259
外国為替 (負債) の純増減 (△)	45	△25
信託勘定借の純増減 (△)	0	△1
資金運用による収入	16,588	16,298
資金調達による支出	△1,675	△1,922
その他	473	△987
小計	53,207	120,155
法人税等の支払額	△148	△232
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,058	119,922

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△85,502	△179,843
有価証券の売却による収入	25,481	38,278
有価証券の償還による収入	14,046	35,795
有形固定資産の取得による支出	△130	△204
無形固定資産の取得による支出	△546	△918
有形固定資産の売却による収入	1	10
子会社株式の取得による支出	—	△37
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,650	△106,919
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	—	△10,000
配当金の支払額	△403	△860
少数株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△6,026	△501
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,432	△11,363
現金及び現金同等物に係る換算差額	△59	△34
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△82	1,605
現金及び現金同等物の期首残高	26,076	26,239
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 25,994	*1 27,844

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 株式会社りゅうぎんディーシー りゅうぎん保証株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社琉球リース (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社 (2) 連結される子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,941百万円(前連結会計年度末は7,621百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認めた額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。

(11) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

② 為替変動リスクヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

(役員退職慰労金制度の廃止)

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を引当計上しておりましたが、平成23年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成23年6月28日開催の第95期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これにより、当中間連結会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分339百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

(ストック・オプション制度の導入)

当行は、平成23年6月28日開催の定時株主総会及び取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストック・オプション制度の導入を決議いたしました。これに伴い、当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日)を適用しております。

なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式196百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,352百万円、延滞債権額は19,935百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,017百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,781百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,086百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,327百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,991百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式201百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は891百万円、延滞債権額は20,160百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,004百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,157百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,214百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,805百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																								
<p>※8 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、26,144百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を20,788百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額46,933百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">24,277百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">277百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">14,404百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券28,946百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は549百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、190,893百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが190,588百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	24,277百万円	預け金	31百万円	貸出金	277百万円	その他資産	2百万円	預金	14,404百万円	借入金	250百万円	<p>※8 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、20,828百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を20,406百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額41,234百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">24,077百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">258百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">10,573百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,980百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は547百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、206,798百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	24,077百万円	預け金	31百万円	貸出金	258百万円	その他資産	2百万円	預金	10,573百万円	借入金	200百万円
有価証券	24,277百万円																								
預け金	31百万円																								
貸出金	277百万円																								
その他資産	2百万円																								
預金	14,404百万円																								
借入金	250百万円																								
有価証券	24,077百万円																								
預け金	31百万円																								
貸出金	258百万円																								
その他資産	2百万円																								
預金	10,573百万円																								
借入金	200百万円																								

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,606百万円</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 17,191百万円</p> <p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1百万円であります。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 17,228百万円</p> <p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>—————</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>—————</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却1,187百万円、債権売却損355百万円及び責任共有制度負担金158百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益441百万円及び償却債権取立益263百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却415百万円及び株式等償却237百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	39,308	—	—	39,308	
第1種優先株式	1,200	—	1,200	—	注2
合計	40,508	—	1,200	39,308	
自己株式					
普通株式	54	0	—	55	注1
第1種優先株式	—	1,200	1,200	—	注2
合計	54	1,200	1,200	55	

注1 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 平成22年7月の第1種優先株式1,200千株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	314	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第1種優先株式	90	75.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	314	利益剰余金	8.00	平成22年9月30日	平成22年12月9日

II 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	39,308	—	—	39,308	
合計	39,308	—	—	39,308	
自己株式					
普通株式	56	533	—	590	注
合計	56	533	—	590	

注 平成23年3月30日の取締役会決議による自己株式の取得 527千株、単元未満株式の買取及び関連法人等に対する持分変動に伴う増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			88	
合計			—			88	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	863	22	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	580	利益剰余金	15	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 31,880	現金預け金勘定 34,205
金融有利息預け金 △5,048	金融有利息預け金 △5,048
金融無利息預け金 △837	金融無利息預け金 △1,312
現金及び現金同等物 <u>25,994</u>	現金及び現金同等物 <u>27,844</u>

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

有形固定資産 電話交換機一式

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

有形固定資産 電話交換機一式

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	27	18	—	9
無形固定資産	—	—	—	—
合計	27	18	—	9

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	27	21	—	6
無形固定資産	—	—	—	—
合計	27	21	—	6

(2) 未経過リース料期末残高相当額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成23年9月30日）
1年内	5	5
1年超	4	1
合計	10	7

(3) リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

該当ありません。

(4) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	当中間連結会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
支払リース料	4	3
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	3	2
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

(5) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(6) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預け金	32,130	32,130	—
(2) コールローン及び買入手形	112,710	112,710	—
(3) 買入金銭債権	923	923	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	20	20	—
(5) 金銭の信託	2,996	2,996	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	33,814	34,924	1,109
その他有価証券	328,128	328,128	—
(7) 貸出金	1,208,066		
貸倒引当金（*1）	△ 7,731		
貸倒引当金控除後	1,200,334	1,217,013	16,679
(8) 外国為替	866	866	—
(9) その他資産（*1）（*2）	3,037	3,037	—
資産計	1,714,960	1,732,749	17,789
(1) 預金	1,633,191	1,634,677	△ 1,486
(2) 借入金	1,564	1,564	—
(3) 外国為替	62	62	—
(4) 社債	18,000	18,008	△ 8
負債計	1,652,817	1,654,312	△ 1,494
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(67)	(67)	—
デリバティブ取引計	(66)	(66)	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

（*3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、重要性が乏しいこと及びそのすべてが、残存期間1年以内の短期であることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,756百万円増加、「繰延税金資産」は698百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,058百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りをを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割り引くことで、価格を算出しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をTIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) その他資産

その他資産のうち、子会社のカード・割賦債権については、そのほとんどが少額であること及び返済見込み期間等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。また、ゴルフ会員権につきましては、連結決算日における自己査定結果を踏まえ、貸倒引当金を計上しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、重要性が乏しいこと及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式(*1)	3,269
② 組合出資金(*2)	308
合計	3,578

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度において52百万円減損処理を行っております。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	34,205	34,205	—
(2) コールローン及び買入手形	107,063	107,063	—
(3) 買入金銭債権	818	818	—
(4) 金銭の信託	2,996	2,996	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	32,742	33,995	1,252
その他有価証券	438,080	438,080	—
(6) 貸出金	1,193,867		
貸倒引当金（*1）	△7,151		
貸倒引当金控除後	1,186,716	1,203,643	16,927
(7) 外国為替	606	606	—
(8) その他資産（*1）（*2）	3,251	3,251	—
資産計	1,806,481	1,824,661	18,180
(1) 預金	1,728,722	1,731,318	△2,595
(2) 借入金	2,039	2,039	—
(3) 外国為替	36	36	—
(4) 社債	8,000	8,031	△31
負債計	1,738,798	1,741,425	△2,627
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7	7	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(23)	(23)	—
デリバティブ取引計	(15)	(15)	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

（*3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、重要性が乏しいこと及びそのすべてが、残存期間1年以内の短期であることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえ回号毎に検討した結果、市場価格を時価とみなせない状態にある回号については、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は770百万円増加、「繰延税金資産」は306百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は464百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割り引くことで、価格を算出しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をTIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) その他資産

その他資産のうち、子会社のカード・割賦債権については、そのほとんどが少額であること及び返済見込み期間等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。また、ゴルフ会員権につきましては、中間連結決算日における自己査定結果を踏まえ、貸倒引当金を計上しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、重要性が乏しいこと及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式(*1)	3,101
② 組合出資金(*2)	214
合 計	3,316

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、当中間連結会計期間において133百万円減損処理を行っております。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	7,444	7,690	245
	地方債	5,451	5,554	103
	社債	18,141	18,911	769
	小計	31,038	32,156	1,118
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	2,776	2,767	△8
	社債	—	—	—
	小計	2,776	2,767	△8
合計		33,814	34,924	1,109

2 その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,263	986	277
	債券	222,379	219,679	2,700
	国債	174,131	171,973	2,158
	地方債	4,622	4,500	122
	社債	43,625	43,205	419
	その他	4,871	4,846	25
	小計	228,514	225,511	3,003
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,856	7,417	△2,560
	債券	82,865	83,203	△337
	国債	41,818	41,957	△138
	地方債	721	725	△3
	社債	40,325	40,520	△195
	その他	12,814	13,948	△1,133
	小計	100,537	104,570	△4,032
合計		329,052	330,082	△1,029

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は株式69百万円であります。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	6,810	7,078	267
	地方債	6,491	6,599	108
	社債	18,038	18,918	880
	小計	31,340	32,596	1,256
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,402	1,398	△ 3
	社債	—	—	—
	小計	1,402	1,398	△ 3
合計		32,742	33,995	1,252

2 その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	637	373	264
	債券	376,511	373,567	2,943
	国債	279,790	277,597	2,193
	地方債	11,313	11,110	203
	社債	85,407	84,860	546
	その他	5,786	5,735	51
	小計	382,935	379,676	3,259
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,077	7,926	△ 2,848
	債券	39,607	39,681	△ 74
	国債	33,298	33,365	△ 67
	地方債	—	—	—
	社債	6,309	6,316	△ 7
	その他	11,278	12,550	△ 1,271
	小計	55,963	60,158	△ 4,194
合計		438,899	439,835	△ 935

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は株式104百万円であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの(百万 円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの(百万 円)
その他の金 銭の信託	2,996	2,996	—	—	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの(百 万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金 銭の信託	2,996	2,996	—	—	—

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,029
その他有価証券	△1,029
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	416
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△612
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△612

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△935
その他有価証券	△935
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	380
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△555
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△555

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	417	—	17	17
	買建	649	—	△15	△15
	合計	—	—	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の預金	3,634	—	67
合計			—	—	67

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	697	—	15	15
	買建	418	—	△7	△7
	合計	—	—	7	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の預金	9,052	—	23
合計			—	—	23

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 88百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役8名、当行執行役員8名及び当行監査役3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式95,600株
付与日	平成23年7月29日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない
権利行使期間	平成23年8月1日から平成53年7月28日まで
権利行使価格(注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	927円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	178 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	26 百万円
時の経過による調整額	3 百万円
期末残高	207 百万円

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	207 百万円
時の経過による調整額	1 百万円
当中間連結会計期間末残高	209 百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	14,855	1,271	3,686	19,814

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	14,193	1,478	4,585	20,257

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	2,118.47	2,163.03

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	62.98	49.16
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,472	1,905
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,472	1,905
普通株式の期中平均株式数	千株	39,253	38,758
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	58.68	49.16
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	0	—
うち優先株式業務委託手数料	百万円	0	—
普通株式増加数	千株	2,878	2
うち優先株式	千株	2,878	—
うち新株予約権	千株	—	2

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	9 32,096	9 34,180
コールローン	112,710	107,063
買入金銭債権	923	818
商品有価証券	20	-
金銭の信託	2,996	2,996
有価証券	1, 9 365,488	1, 9 474,101
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,210,680	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,195,800
外国為替	6 866	6 606
その他資産	9 5,344	9 6,655
有形固定資産	11, 12 18,956	11, 12 18,740
無形固定資産	1,806	2,447
繰延税金資産	10,616	9,076
支払承諾見返	9,812	9,021
貸倒引当金	8 4,998	8 4,284
資産の部合計	1,767,318	1,857,223
負債の部		
預金	9 1,640,759	9 1,735,588
借入金	714	1,319
外国為替	62	36
社債	13 18,000	13 8,000
信託勘定借	14 1	0
その他負債	10,207	14,806
未払法人税等	104	109
資産除去債務	207	209
その他の負債	9,895	14,486
賞与引当金	503	510
退職給付引当金	1,402	1,589
役員退職慰労引当金	356	-
睡眠預金払戻損失引当金	133	211
偶発損失引当金	170	192
再評価に係る繰延税金負債	11 3,075	11 3,072
支払承諾	9,812	9,021
負債の部合計	1,685,199	1,774,348

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	54,127	54,127
資本剰余金	10,000	10,000
資本準備金	10,000	10,000
利益剰余金	17,859	18,973
利益準備金	515	688
その他利益剰余金	17,343	18,284
繰越利益剰余金	17,343	18,284
自己株式	86	587
株主資本合計	81,900	82,513
¹¹ 其他有価証券評価差額金	611	554
繰延ヘッジ損益	0	0
¹¹ 土地再評価差額金	831	827
評価・換算差額等合計	219	273
新株予約権	-	88
純資産の部合計	82,119	82,874
負債及び純資産の部合計	1,767,318	1,857,223

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	18,874	19,555
資金運用収益	16,065	15,644
(うち貸出金利息)	14,625	14,006
(うち有価証券利息配当金)	1,268	1,474
信託報酬	0	0
役務取引等収益	2,402	2,521
その他業務収益	257	303
その他経常収益	148	※1 1,086
経常費用	16,059	16,046
資金調達費用	2,327	2,553
(うち預金利息)	2,206	2,428
役務取引等費用	1,586	1,787
その他業務費用	387	15
営業経費	※2 10,930	※2 10,797
その他経常費用	※3 827	※3 892
経常利益	2,815	3,509
特別利益	※4 1,618	0
特別損失	146	21
税引前中間純利益	4,286	3,488
法人税、住民税及び事業税	13	13
法人税等調整額	1,835	1,500
法人税等合計	1,849	1,514
中間純利益	2,437	1,973

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	54,127	54,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	54,127	54,127
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金合計		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	372	515
当中間期変動額		
剰余金の配当	80	172
当中間期変動額合計	80	172
当中間期末残高	453	688
その他利益剰余金		
優先株式消却積立金		
当期首残高	9,464	—
当中間期変動額		
優先株式消却積立金の取崩	△9,464	—
当中間期変動額合計	△9,464	—
当中間期末残高	—	—
繰越利益剰余金		
当期首残高	10,560	17,343
当中間期変動額		
剰余金の配当	△484	△1,036
中間純利益	2,437	1,973
優先株式消却積立金の取崩	9,464	—
自己株式の消却	△6,025	—
土地再評価差額金の取崩	3	3
当中間期変動額合計	5,394	941
当中間期末残高	15,954	18,284

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	20,397	17,859
当中間期変動額		
剰余金の配当	△404	△863
中間純利益	2,437	1,973
優先株式消却積立金の取崩	—	—
自己株式の消却	△6,025	—
土地再評価差額金の取崩	3	3
当中間期変動額合計	△3,989	1,113
当中間期末残高	16,407	18,973
自己株式		
当期首残高	△84	△86
当中間期変動額		
自己株式の取得	△6,026	△501
自己株式の消却	6,025	—
当中間期変動額合計	△0	△501
当中間期末残高	△85	△587
株主資本合計		
当期首残高	84,439	81,900
当中間期変動額		
剰余金の配当	△404	△863
中間純利益	2,437	1,973
自己株式の取得	△6,026	△501
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	3	3
当中間期変動額合計	△3,990	612
当中間期末残高	80,449	82,513

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	152	△611
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	133	57
当中間期変動額合計	133	57
当中間期末残高	286	△554
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	0
当中間期変動額合計	△0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	834	831
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3	△3
当中間期変動額合計	△3	△3
当中間期末残高	831	827
評価・換算差額等合計		
当期首残高	987	219
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	129	53
当中間期変動額合計	129	53
当中間期末残高	1,117	273
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	88
当中間期変動額合計	—	88
当中間期末残高	—	88
純資産合計		
当期首残高	85,427	82,119
当中間期変動額		
剰余金の配当	△404	△863
中間純利益	2,437	1,973
自己株式の取得	△6,026	△501
土地再評価差額金の取崩	3	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	129	142
当中間期変動額合計	△3,860	755
当中間期末残高	81,567	82,874

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：5年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,941百万円(前事業年度末は7,621百万円)であります。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 : その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 : 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認めた額を計上しております。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。</p>
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

(役員退職慰労金制度の廃止)

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を引当計上しておりましたが、平成23年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成23年6月28日開催の第95期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これにより、当中間会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分339百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。

(ストック・オプション制度の導入)

当行は、平成23年6月28日開催の定時株主総会及び取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストック・オプション制度の導入を決議いたしました。これに伴い、当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日)を適用しております。

なお、これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式総額 394百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,074百万円、延滞債権額は19,373百万であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は983百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,694百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,126百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,327百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,991百万円であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 394百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は654百万円、延滞債権額は19,606百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は972百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,972百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,205百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,805百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																								
<p>※8 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は26,144百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を20,788百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額46,933百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">24,277百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">14,404百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券28,946百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は548百万円あります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、176,857百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが176,552百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,277百万円	預け金	31百万円	その他資産	2百万円	担保資産に対応する債務		預金	14,404百万円	<p>※8 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は20,828百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を20,406百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額41,234百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">24,077百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">10,573百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,980百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は547百万円あります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、193,367百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,077百万円	預け金	31百万円	その他資産	2百万円	担保資産に対応する債務		預金	10,573百万円
担保に供している資産																									
有価証券	24,277百万円																								
預け金	31百万円																								
その他資産	2百万円																								
担保資産に対応する債務																									
預金	14,404百万円																								
担保に供している資産																									
有価証券	24,077百万円																								
預け金	31百万円																								
その他資産	2百万円																								
担保資産に対応する債務																									
預金	10,573百万円																								

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">7,606百万円</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 17,129百万円 ※13 社債は全額劣後特約付社債であります。 ※14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1百万円であります。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 17,166百万円 ※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
—————	<p>※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益649百万円及び償却債権取立益255百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 417百万円 無形固定資産 446百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却559百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益1,374百万円を含んでおります。</p>
<p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 417百万円 無形固定資産 446百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却559百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益1,374百万円を含んでおります。</p>	<p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 390百万円 無形固定資産 277百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却366百万円及び株式等償却237百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	46	0	—	46	(注) 1
第1種優先株式	—	1,200	1,200	—	(注) 2
合計	46	1,200	1,200	46	

(注) 1 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 平成22年7月の第1種優先株式1,200千株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	48	528	—	577	(注)
合計	48	528	—	577	

(注) 平成23年3月30日の取締役会決議による自己株式の取得527千株及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

前事業年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

該当ありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

該当ありません。

② 未経過リース料期末残高相当額

前事業年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

該当ありません。

③ リース資産減損勘定期末残高

前事業年度（平成23年3月31日）

該当ありません。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

該当ありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	1	—
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	1	—
支払利息相当額	0	—
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	394
関連会社株式	0
合計	394

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	394
関連会社株式	0
合計	394

(資産除去債務関係)

I 前事業年度 (平成23年3月31日現在)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	178 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	26 百万円
その他増減額(△は減少)	3 百万円
期末残高	207 百万円

II 当中間会計期間 (平成23年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	207 百万円
その他増減額(△は減少)	1 百万円
当中間会計期間末残高	209 百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	62.08	50.90
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,437	1,973
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,437	1,973
普通株式の中間期中平均株式数	千株	39,261	38,772
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	57.85	50.90
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	0	—
うち優先株式業務委託手数料	百万円	0	—
普通株式増加数	千株	2,878	2
うち優先株式	千株	2,878	—
うち新株予約権	千株	—	2

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

(1) 中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第96期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	580百万円
1株当たりの中間配当金	15円00銭

(2) 信託財産残高表

資産				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	1	100.00	0	100.00
合計	1	100.00	0	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1	100.00	0	100.00
合計	1	100.00	0	100.00

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	竹		栄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋	上		徹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	竹	栄		Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋	上	徹		Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第96期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。